

「65 歳以上の方」「生活保護を受給されている方」「生活保護基準額に満たない方」が借入希望される場合は、65 歳未満で収入基準を満たしている『連帯保証人』の設定がなければ申請できません。（「生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付」を除く。）

条件に合致するので必要な資金を確認

以下の資金使途に合致する方

- ① 生業を営むために必要な経費：事業を開始したり、拡充するために必要な経費（店舗権利権、店舗改造費、機械購入費など）
- ② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費：ホームヘルパーなどの資格取得、厚生労働省指定講座など受講、学校教育法に規定されていない各種学校に就学する場合などに必要な経費
〈学校種類で「学校教育法」に規定される学校は教育支援資金貸付〉
- ③ 居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費または公営住宅を譲り受けるのに必要な経費
- ④ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ⑤ 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- ⑦ 負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧ 介護サービス、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びそのサービスを受ける期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑨ 災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費（※火災保険、見舞金等に対応できるものや損害を賠償する目的のものは対象外）
- ⑩ 冠婚葬祭に必要な経費
- ⑪ 住居の移転等、給排水設備の設置に必要な経費
- ⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費：生活保護世帯に対しての生活必需品購入費用、国民年金（任意加入・後納制度）の掛け金、アナログ放送終了にともなう地上デジタルチューナー等購入費用、修学旅行等の費用、帰省費用、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用

必要な資金に合致して、貸付を希望する。

申請の対象となる世帯か、ならない世帯か、収入などをお伺いして確認させていただきます。
（収入の上限基準として、生活保護基準の 1.8 倍以内となっています。家族構成や人数によって異なりますので一度お電話下さい。）（高齢者世帯[日常生活上療養または介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯]で住宅の補修等の経費を借入する世帯は、2.5 倍以内、障がい者用自動車購入経費を借入する世帯は、3.0 倍以内となります。）

電話や面接で聞き取りをした結果、貸付の条件に合うと判断された場合。

面談日時を設定して聞き取りの上、申請書類等をお渡しさせていただきます。